

陳 情 文 書 表

| | | |
|-------------------|---|-----------------------------|
| 受 理 番 号 | 陳 情 第 1 3 5 号 | |
| 件 名 | 一人も置き去りにされない防災を求めることについて | |
| 要 旨 | <p>コロナ禍でざわつく年末に日々緊張で硬くなっているこの頃、幸せの切符を、避難行動要支援者にも手を差し伸べてほしい。新潟市は、国の防災歴史の中でも大きな誤りが語り継がれています。令和3年7月19日、市長への手紙の回答の「これまでも避難行動要支援者の名簿の回覧を自主防災組織へ依頼しておりません」、「が災害発生時は避難支援活動が必要な範囲内で第三者に提供できるものとなっています」には国の省庁もびっくり。全国に、災害発生時でなく平常時より名簿の提供をお願いしていると言われました。市議会でも危機管理防災局長は、「平常時から、名簿は自治会、自主防災組織の支援者に提供、配布している」と答弁。方向性が定められていません。名簿は、民生委員が中心となって作成し、自治会長が保管しています。各区の所管課は、名簿提供の実態調査の必要はないと言います。理由は、防災課より提供調査の指示がない。要支援者が放置されています。</p> <p>自主防災組織の組織率は令和2年度86%、200以上の自治会が未結成、支援組織も10万世帯が放置されています。老々町内で、要支援者名簿が提供されず、置き去りにされています。常任委員会で、どうするのか対応をはっきりしてほしい。名簿は提出したけど、誰から救助、支援、声かけしてもらおうのか、障がい者や寝たきり老人から不安の声がいっぱい届いています。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p> | |
| 付 託 年月日 委員会 | 令和3年12月2日 | 第1項 } 市民厚生常任委員会 第5項 } |
| 受 理 | 令和3年11月19日 | 第408号 |

市長は議会で、「災害時は普通教室を開放」と答弁。普通教室は以前から開放されています。教育長は、「災害時は保育園に防災マニュアルがある。災害時やふだんから地域の自主防災組織にお願いしている」と言います。平成30年2月16日、私は、保育園の避難勧告、計画に基づいた支援対策の構築を陳情したけど、不採択でした。保育園の先生は、津波発生時には3名の園児しか救助できない、避難所が同じ方向、場所なら、1名でも園児を救助してほしいという声があり、陳情しました。教育長は何を基準に答弁したのか、議会で不採択になったこと、実態調査はしたのか、建前だけの答弁では園児がかわいそうです。自治会では協力しません。

精神障がい者は、個別避難行動要支援者から名簿の作成が削除されています。なぜ置き去りにするのか。県は70%、全国でも93%が名簿を作成、掲載しています。身体障がい者や知的障がい者は名簿を作成、掲載しているのに、放置するなんて、あまりにもひどすぎます。

要支援者名簿は、社会福祉協議会、消防団にも情報提供すべきです。全国では社協に70%、情報提供されています。

防災課は災害発生時、何を持参するのかルールがない。要支援者名簿や町内会名簿は必要だと言っても無視、拒否。困った所管課です。

国はガイドラインを作成済みです。津波発生時、注意報の発令や震度5以上の避難所開設ルールを避難所開設者が知らない。防災課が一番大切なことを放置しています。中央区は、アパート、マンション等は自治協が災害時、オーナー、管理人に安否・救助報告を求めることを決定しました。しかし、オーナー、管理人には説明していない。どうするのか、行政、議会の対応、方向性が知りたいです。今のままでは、アパート、マンション等の寝たきり老人や障がい者が放置され、危険です。

よって、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 避難行動要支援者名簿は平常時から自主防災組織の支援者に提供しないこと。
- 2 災害時、避難所に自主防災組織が要支援者名簿を持参するルールをつくること。
- 3 消防団、社協にも要支援者名簿を提供しないこと。
- 4 津波注意報等が発令された場合の開設ルールを避難所開設者に説明すること。
- 5 精神障がい者を差別せず、知的・身体障がい者と同じように要支援者名簿を作成すること。